



鳥取県公報

平成13年11月26日(月)
第7336号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (643) (福祉保健課)	1
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (644) (")	2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (645) (")	2
	生活保護法による薬局の休止の届出 (646) (")	2
	生活保護法による診療所の再開の届出 (647) (")	3
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (648) (")	3
	保安林の指定予定 (649) (森林保全課)	3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (650) (都市計画課)	4
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (651) (")	4
調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課)	5
	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	7

告 示

鳥取県告示第643号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
関金クリニック	東伯郡関金町大字関金宿2710 - 1	平成13年9月1日
はまはし眼科医院	境港市渡町2768 - 1	"
医療法人社団吹野内科・消化器科・小児科クリニック	米子市米原七丁目1 - 45	"
湖山歯科医院	気高郡気高町新町一丁目33 - 8	平成13年8月1日
医療法人社団聖雅会原田デンタルオフィス	米子市中島二丁目1 - 5	平成13年8月7日
千代薬局秋里店	鳥取市秋里738 - 1	平成13年8月1日
ひらふく薬局八橋店	東伯郡東伯町大字八橋1703 - 6	平成13年9月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション の名称	訪問看護ステーション の所在地	指定年月日
医療法人 大淀会	西伯郡淀江町大字佐陀 2169	大淀会訪問看護ステー ション	西伯郡淀江町大字佐陀 2169	平成13年4月1日

鳥取県告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変更年月日
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	平成13年9月19日
母と子の長田産科婦人科クリニック	米子市上後藤八丁目5 - 1	平成13年10月1日

鳥取県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
吹野小児科医院	米子市米原七丁目1 - 45	平成13年8月31日
医療法人社団愛生会長田産科婦人科第2クリニック	米子市河崎1414	平成13年10月9日
湖山歯科医院	気高郡気高町北浜三丁目47	平成13年7月26日

鳥取県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	休止年月日
くすりマルイ	米子市車尾471	平成13年10月15日

鳥取県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	再開年月日
医療法人社団愛生会会長田産科婦人科医院	米子市上後藤八丁目5 - 1	平成13年10月1日

鳥取県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退あったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退年月日
有限会社ホシ薬局	倉吉市大正町1079	平成13年5月30日

鳥取県告示第649号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町花口字石塔原下夕795 - 1、796、787 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第650号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画地区計画 宮谷地区地区計画

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第651号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

河原町

2 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道事業 河原町公共下水道

3 事業施行期間

平成2年11月30日から平成20年3月31日まで

（変更前 平成2年11月30日から平成16年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分 河原町大字曳田字小荒、字笛吹、字西丸山、字東丸山、字丸山、字続、字走り出、字走り出山、字丸山畑、字下山土居、字東平、字大井古、字馬場、字大荒、字塚ノ上、字城ノ前、字土居尻、字澤田、字河下土居、字堂ノ内、字下土居、字砂田、字柿ヶ坪、字小寺、字上土居、字目黒田、字宮ノ上、字諏訪、字清水土居、字清水、字祝神、字寺ノ前、字谷田堤ノ上、字五反田、字地蔵畑、字渡り上り、字引野下土居、字引野上及び字引野上土居、大字渡一木字沖河原ノ上ミ、字高草堰ノ下夕、字川ノ下夕、字沢通り、字畑ヶ山、字中新田下モ、字中新田上ミ、字曳田道ノ下モ、字曳田道ノ上ミ、字東谷田、字川ノ上ミ、字徳道谷、字ナル及び字大谷、大字谷一木字大坪、字天坪山、字尾崎、字地番、字上へノ段、字壱貫坂、字前田、字上中谷、字中谷口、字七ツ口谷、字奥前田、字奥ノ前、字竹ノ鼻、字白髭、字日平、字熊田、字塚本、字荒岩、字広見、字大平土居及び字大鳴、大字河原字裏河原下モ分、字裏河原上分、字東地村、字五反田、字中河原屋敷、字中河原、字河原地村及び字西地村、大字長瀬字下向河原、字町屋敷、字五反田、字界田、字中河原、字大月、字津登出、字土稗、字岡前、字土居ノ内、字影平、字蓮田、字岡、字カイ曲り、字野以屋一、字中土居、字下間窪、字前田、字塚本、字上屋敷、字寺谷、字下屋敷、字境及び字嶋台、大字袋河原字上河原、字上屋敷、字中古川、字屋敷、字出晴、字市場尻、字上向河原、字井手西、字一号、字二号、字三

号、字四号、字五号及び字下向河原並びに大字布袋字東屋敷、字東浦、字瀧ノ防、字堂光寺、字西浦、字町頭、字東柳、字道東、字八反分、字砂子、字柳橋、字土手ノ下、字新田、字五反田及び字北土居

(2) 使用する部分

追加する部分 河原町大字曳田字小荒、字笛吹、字西丸山、字東丸山、字丸山、字統、字走り出、字走り出山、字丸山畑、字下山土居、字東平、字大井古、字馬場、字大荒、字塚ノ上、字城ノ前、字土居尻、字澤田、字河下土居、字堂ノ内、字下土居、字砂田、字柿ヶ坪、字小寺、字上土居、字目黒田、字宮ノ上、字諏訪、字清水土居、字清水、字祝神、字寺ノ前、字谷田堤ノ上、字五反田、字地蔵畑、字渡り上り、字引野下土居、字引野上、字引野上土居、字上山口、字高見、字権現ノ上、字傍示境、字水汲谷、字清水尻及び字古屋敷、大字渡一木字沖河原ノ上ミ、字高草堰ノ下夕、字川ノ下夕、字沢通り、字畑ヶ山、字中新田下モ、字中新田上ミ、字曳田道ノ下モ、字曳田道ノ上ミ、字東谷田、字川ノ上ミ、字徳道谷、字ナル及び字大谷、大字谷一木字大坪、字天坪山、字尾崎、字地番、字上ヘノ段、字壺貴坂、字前田、字上中谷、字中谷口、字七ツ口谷、字奥前田、字奥ノ前、字竹ノ鼻、字白髭、字日平、字熊田、字塚本、字荒岩、字広見、字大平土居、字大鳴及び字野町、大字河原字裏河原下モ分、字裏河原上分、字東地村、字五反田、字中河原屋敷、字中河原、字河原地村及び字西地村、大字長瀬字下向河原、字町屋敷、字五反田、字界田、字中河原、字大月、字津登出、字土稗、字岡前、字土居ノ内、字影平、字蓮田、字岡、字カイ曲り、字野以屋一、字中土居、字下間窪、字前田、字塚本、字上屋敷、字寺谷、字下屋敷、字境及び字嶋台、大字袋河原字上河原、字上屋敷、字中古川、字屋敷、字出晴、字市場尻、字上向河原、字井手西、字一号、字二号、字三号、字四号、字五号及び字下向河原、大字布袋字東屋敷、字東浦、字瀧ノ防、字堂光寺、字西浦、字町頭、字東柳、字道東、字八反分、字砂子、字柳橋、字土手ノ下、下新田、字五反田及び字北土居、大字佐貫字竹ノ前、字下屋敷、字上河原、字砂田、字中溝、字中河原、字下河原、字井古田、字砂畑ヶ、字向羅、字前河原、字海津ヶ鳴、字山土居、字下田、字海津、字挟土手、字柳ノ内、字ヒフヶ谷、字深田及び字城ヶ田並びに大字天神原字上土居、字下土居、字荒神谷、字天神土居、字新田土居、字河下、字片山、字上早焼、字重連寺、字間所山、字岡田西平、字間所山北平及び字下早焼

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ノート型コンピュータ 430台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成14年2月1日から平成18年1月31日まで

(4) 納入期限

平成14年1月31日(木)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品の1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第486号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成13年11月26日(月)から平成14年1月7日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部情報政策課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部情報政策課行政ネットワーク担当

電話 0857-26-7852

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年1月7日(月)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年1月4日(金)午後5時までとする。)

鳥取県庁第6会議室(鳥取県庁本庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成13年12月21日(金)午前10時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Notebook Type Computer 430sets

(2) December 21, 2001 10 : 00 AM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) January 7, 2002 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

January 4, 2002 5 : 00PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division, Department of Planning Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7852

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 主要地方道日野溝口線緊急地方道路整備工事(道路改良)「1号橋詳細設計委託」

(2) 業務内容

本件業務は、日野郡日野町下黒坂の主要地方道日野溝口線の橋りょう部分に係る詳細設計業務である。

(3) 業務の詳細

橋りょう詳細設計

設 計 荷 重 B活荷重

上部工形式 T型ラーメン橋(張出し架設工法)

下部工形式 逆T式橋台 2基

逆T式橋脚 1基

深礎杭(橋台) 2基

橋 長 L = 100.0m

支 間 長 54.40m + 44.40m

幅 員 全体 W = 12.0m (内訳 車道3.0m × 3 路肩1.0m × 2 地覆0.5m × 2)

平 面 線 形 曲線橋 (R = 100m) ~ クロソイド (A = 65m)

(4) 履行期間 平成13年12月から平成14年3月20日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程 (昭和52年建設省告示第717号) の定めるところにより、鋼構造及びコンクリート部門について建設コンサルタント登録簿に登録された者であること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第665号 (測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (4) 平成13年11月26日 (月) から同年12月7日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成4年度以降に業務が完了し、成果品を納入しているラーメン橋の橋りょう上部工に係る詳細設計業務及び杭基礎工を有する橋りょう下部工に係る詳細設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (6) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有する者にあつては、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は技術士法 (昭和58年法律第25号) 第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (7) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有しない者にあつては、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。
- (8) 本件業務の実施期間中、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。
 - ア 技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門に係るシビルコンサルティングマネ - ジャー (RCCM) 資格試験に合格し、登録を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年11月26日 (月) から同年12月7日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取土木事務所総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県郡家土木事務所総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉土木事務所総務課 (中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子土木事務所総務課 (西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札の参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎5階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、測量等業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

